

特集 愛知学泉大学コミュニティ政策研究所 第13回シンポジウム 「さらわれるカメ、捨てられるカメ、殺されるカメ —愛玩動物とコミュニティー—

動物とコミュニティー—近代の再検討—

村林 聖子

(『動物とコミュニティー』プロジェクト)

ここでは、シンポジウム「さらわれるカメ、捨てられるカメ、殺されるカメ—愛玩動物とコミュニティー」での法的な論点について簡単に記しておきたい。

1. 動物と所有

動物（本稿での「動物」という言葉は、人間を除いた狭義の意味で用いる）は、古くから所有の対象であった。食料として、原料として、そして愛玩動物（ペット）として、人は動物を所有してきた。人が所有することができないのは他者である人のみであるということが、近代における所有の限界であり、人は、他者以外の、動物を含むすべての存在を「わがもの」とすることができ、自由に処分また譲渡することができる¹とされてきたのである¹。

2. 愛管法と外来生物法

2.1 動物の愛護及び管理に関する法律

1973年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」（以下、「保護法」と略）でも動物（保護動物²に限る）の虐待や遺棄に関する罰則が定められていたが、1999年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「愛管法」と略）では、「動物が命あるものであること」（第2条）が謳われ、動物（愛護動物³に限る）の虐待や遺棄に関する罰則が強化され⁴、

動物取扱業や動物販売業についての規定も新たに盛り込まれた。保護法で全13条であった条文は、愛管法では全31条となり、その後2006年6月に施行された愛管改正法では全50条となり、さらに罰則が強化され⁵、特定動物飼養者についての規定や、都道府県や政令指定都市また都道府県知事等の義務や権限についての規定も加えられた⁶。（別表参照）

2.2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

2005年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」と略）では、特定外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などの原則禁止や防除の積極的推進が定められた。生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、「特定外来生物」、「未判定外来生物」、「種類名証明書の添付が必要な生物」を指定し、その飼育や輸入に届出や許可などの厳しい規制を科すことが規定されている。

3. 所有と制約

「わがもの」を他者が侵害した場合、他者のその行為は刑法261条の器物損壊罪の対象となり、また他者は民法709条の不法行為による損害賠償責任を負う。ここで保障されているのは、「わたしが所有している」ことそのものであり、

所有の対象そのものではない。「わがもの」である動物に対する侵害が処罰されまた損害賠償されるのは、「わたしが所有している」ことに対する侵害であるためであり、動物という「もの」に対する侵害であるためではない。

「わたしが所有している」ことに対して許される侵害は、他者に対する危害の防止という制約のみである。日本では「狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅すること」を目的とする狂犬病予防法によって、1950年から、犬の所有者に飼い犬の登録と飼い犬へのワクチン接種が義務づけられ、徹底した野犬の捕獲が行われてきた。ここでわたしたちに登録とワクチン接種の義務を、そして野犬の捕獲そして処分を受け入れさせているその根拠は、発病後の死亡率ほぼ100%の、治療法のない、ウイルス性の人獣共通感染症⁷である狂犬病という人の生命への危害である。

人の生命という危害の重大さと明白さが、わたしたちに「わたしが所有している」ことに対する制約を許させ、義務づけを受け入れさせている。これは、騒音や悪臭などの問題が、「迷惑」という言葉で語られ、規制が困難であることと対照的である。

4. 近代の再検討

現在、動物愛護、そして生態系等への被害の防止という理念は、「わたしが所有している」ことに対する新たな制約となった。わたしたちがこの制約をどれくらい受け入れるかは、これらの理念にわたしたちがどれくらい価値を見いだすか、つまり危害とみなすかにかかっている。騒音や悪臭などの直接的な被害すら「迷惑」としか語れていないわたしたちは今、近代の再検討と近代への挑戦という大きな課題を抱えているのである。

その種類においても数においても世界有数の「ペット輸入大国」であると言われている日本。この「ペット輸入大国」という言葉は、わたしたちが動物を所有することに対する制約にこれまで慣れてこなかったことを端的に示している。

注

- ・¹ジョン・ロック（John Locke, 1632～1704）が代表的な論者である。彼は、人間は元来、自由・平等・独立であるとし、神は万物を人間の所有物として与えたとした。人間は自分の労働を加え、それが自分の肉体の延長となることによって、それに対する所有権を有するのであり、その所有権は他者の許可を要さずに成立する。「すべての人は万人が平等で独立しているのだから、だれも他人の生命、自由、所有物を損なうべきではない」（『統治論』第六節）とロックは述べている。
- ・² 保護法（第13条2項）で定められていた保護動物は、①「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる」、②「前項に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するもの」であった。
- ・³ 愛管法（第27条4項）また愛管改正法（第44条4項）で定められている愛護動物は、保護動物（注2）に加え、②の後半部分が、②「哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」となっている。
- ・⁴ 保護法（第13条1項）では、保護動物の虐待・遺棄について、「三万円以下の罰金又は科料」と定められていた。愛管法（第27条）では、愛護動物を「みだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」（1項）、「みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行

動物とコミュニティ (村林)

った者は、三十万円以下の罰金」(2項)、「遺棄した者は、三十万円以下の罰金」(3項)と定められた。さらに愛管法では、動物取扱業者に対する罰則も定められた。

- ・ 5 愛管改正法では愛管法の罰金額がさらに引き上げられ、特定動物飼養者に対する罰則

では「六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金」と定められている(第45条)。

- ・ 6 保護法、愛管法、愛管改正法の改正点については、表1を参照のこと。
- ・ 7 人畜共通感染症、動物由来感染症ともいう。

表1 (劣)「努めなければならない」努力義務

内容	保護法	愛管法	愛管改正法(2008年6月施行)
基本方針	動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと 動物を適正に取り扱うこと(2条)	動物が命あるものであること 人と動物の共生に配慮すること(2条)	= (2条)
国	動物愛護週間における行事実施(劣)(3条) 引取りの費用を一部補助できる(7条)	= (4条) = (18条) 普及啓発(劣)(3条)	= (4条) = (35条) = (3条)
地方公共団体	動物愛護週間における行事実施(劣)(3条) 飼養保管について条例策定できる(5条)	= (4条) →立法指針の具体化(7条) 普及啓発(劣)(3条) 危険動物について飼養許可等の制限等できる(16条) 動物愛護担当職員を設置できる(17条)	= (4条) = (9条) = (3条) →特定動物(26~33条)へ = (34条)
(内閣総理大臣) 環境大臣	飼養保管について基準策定できる(4条) 「動物保護審議会」の設置(12条)	= (3条) 例) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 →「中央環境審議会」の意見聴取(26条)	= (7条) = (43条) 「基本指針」の策定義務(5条)
都道府県・政令指定都市等	犬ねこの引取り義務(7条) 通報による負傷または死亡した犬ねこ等の動物の収容義務(8条)	= (18条) = (19条) 取扱業者の遵守すべき基準を条例策定できる(11条) 取扱業者への特別の規制措置について条例策定できる(14条) 協議会を組織できる(22条)	= (35条) = (36条) →生活環境保全上の支障の防止(21条) →条例事項ではなく一律規制が目指される(30条等) = (39条) 「動物愛護管理推進計画」の策定義務(6条)
都道府県知事等	公益法人その他の者に引取り委託できる(7条)	= (18条) 取扱業者に改善勧告及び命令できる(12条) 報告要求又は立入検査できる(13条) 周辺生活環境保全の勧告および命令できる(15条) 動物性愛護員を委嘱できる(21条)	→団体法人その他の者に引取り委託できる(35条) = (23条) = (24条) = (25条) = (38条) 登録を拒否する義務(12条) 登録の取消し又は業務の一部停止の命令できる(19条) 許可しない義務(27条) 許可に条件を付することができる(27条) 許可を取消しできる(29条) 特別動物飼養者に改善等を命令できる(32条) 報告要求又は立入検査できる(33条) (「動物取扱責任者」に対する研修の実施 22条)
動物の所有者又は占有者	適正な飼養・保管による動物の健康・安全保持(劣)(4条) 適正な飼養・保管による人への危害・迷惑防止(劣)(4条) 犬ねこの繁殖防止(劣)(9条)	= (5条) = (5条) = (20条) 動物由来感染症の知識(劣)(5条) 所有者の明示の措置(劣)(5条) (周辺生活環境の保全 15条) (危険動物の飼養可等 16条)	= (7条) = (7条) = (37条) 動物由来感染症の予防(劣)(7条) = (7条) (=25条) (=下記「特定動物飼養者」へ)
特定動物飼養者			許可制(26~33条) 環境省令(30条)→個体識別措置等を講ずる義務 施設の定期点検・許可の明示等の義務(31条)
動物取扱業		①届出制(8~10条) ②環境省令で定める基準の遵守義務(11条) (周辺生活環境の保全 15条)	→登録制(10~20条)「取次ぎ又は代理」・「動物との触れ合いの機会の提供」(10条) = (21条) (=25条) 事業所毎の「動物取扱責任者」の選任義務(22条) 「動物取扱責任者」の研修受講義務(22条)
動物販売業者		購入者への説明(劣)(6条)	= (8条)
罰則	(保護動物) 虐待・遺棄(13条)	(愛護動物=保護動物+爬虫類) 殺傷・虐待・傷害等、命令違反、取扱業関連(27~31条)	→特定動物飼養、取扱業(44~50条)